

令和3年広審第35号

裁 決

モーターボートAかき養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史及び同官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年5月16日13時28分

広島県大奈佐美島北東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 A

総 ト ン 数 3.8トン

登 録 長 8.82メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 198キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を、同室前部下方に船室を設け、操舵室及び船尾甲板の2か所において操船できるよう、機関操縦装置及び舵輪を操舵室前部及び同室後部囲壁の各右舷側に備えたFRP製小型兼用船で、a受審人が単独で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年5月16日07時40分広島港第3区の係留地を発し、大奈佐美島西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時57分頃大奈佐美島西方沖合に到着して釣りを始め、同島周辺沖合を移動しながら釣りを続け、あじ、たい合わせて約20匹を獲ったところで釣りを終えることとし、13時24分半僅か過ぎ中ノ瀬灯標から117度（真方位、以下同じ。）450メートルの地点を発進して帰航の途に就いた。

ところで、大奈佐美島は、広島湾北部に位置する、周囲約5キロメートル標高約34メートルの東西に長い無人島で、西方の広島県厳島との間に宮島瀬戸を、南方の同県能美島との間に奈佐美瀬戸を形成し、大奈佐美島北岸沖合には、美能漁業協同組合に対して広島県知事が免許した、7直線で囲む免許番号区第145号（以下「145号漁区」という。）が設定され、145号漁区内には、かき養殖筏3台ないし5台を幹縄と呼称する鋼索で連結した施設（以下「養殖施設」という。）が多数設置されていた。

そして、養殖施設は、海底に伸出した錨で固定されており、豆筏と呼ばれる小型の筏1台を片端の養殖筏付近に設置したものもあった。

a受審人は、大奈佐美島周辺水域及び養殖施設の状況を把握していたので、145号漁区の東方約700メートル沖合を航過できるよう、同島東岸から約500メートル離して同岸沖合を北上し、大奈佐美島

東岸の不見ヶ浜鼻東方沖合に至れば、広島県津久根島を船首方に視認する針路（以下「予定針路」という。）に定めるつもりで、操舵室の椅子に腰を掛けて操船に当たり、大奈佐美島南東岸沖合を北上した。

a 受審人は、13時26分不見ヶ浜鼻東方約400メートル沖合となる、中ノ瀬灯標から053度900メートルの地点に至り、針路を355度に定め、18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a 受審人は、養殖施設の移動時期であったことから、同施設を引く船舶の往来の有無に気をとられ、津久根島の方位や大奈佐美島との離岸距離を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかったため、予定針路とは異なり、145号漁区東部に向首する針路となったことに気付かなかった。

こうして、Aは、145号漁区に進入し、13時28分安芸絵ノ島灯台から109度1.0海里の地点において、原針路及び原速力で続航中、豆筏に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力1の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

その結果、Aは、推進器翼に曲損が生じ、養殖施設は、豆筏を構成する竹材の破損等が生じたが、後にいずれも修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件かき養殖施設損傷は、帰航のため、大奈佐美島東方沖合を北上中、船位の確認が不十分で、145号漁区に進入したことによって発生したものである。

a 受審人は、釣りを終えて帰航のため、大奈佐美島東方沖合を北上中、針路を定めた場合、予定針路に沿って145号漁区の東方沖合を北上で

きるよう、津久根島の方位や大奈佐美島との離岸距離を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、養殖施設の移動時期であったことから、同施設を引く船舶の往来の有無に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、145号漁区に進入して豆筏に乗り入れ、豆筏及び船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年5月12日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人